

事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

通信窓口 zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp

ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

234 号

2022年11月17日

一般社団法人

鍼灸マッサージ師

NPO 法人「東洋医療を考える会」総会

日時 2022年11月20日(日曜日)13:30~17:00

会場 YCC 代々木八幡コミュニティセンター

(小田急線代々木八幡駅下車徒歩6分)

講演 新型コロナ、ワクチン、そして食べ物

講師 天笠 啓祐(ジャーナリスト、日本消費者連盟顧問)

本年度 NPO 法人「東洋医療を考える会」総会に引き続き、天笠啓祐氏の講演会を開催し、
コロナ感染問題の今後の変化、コロナワクチンの実像と問題点などについてお話を
伺います。みなさま是非ご参加ください。(山口 充子)

会員の皆様へ 投稿のお願い

事務局次長、広報部長 土田 仁

会員相互の交流の場として、事務局通信への積極的な投稿をお待ちしています！

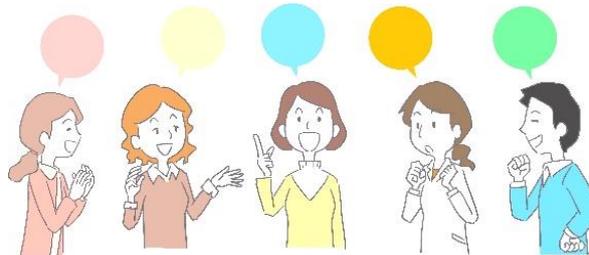
あはき関連の事でも良いし、その他の事でも皆のコミュニケーションに繋がる事であれば
内容は問いません。皆さんに知ってもらいたい、伝えたい内容、最近取り組んだ事、最近のご
時世に思う事などどしどし、お待ちしております！

投稿はメールなら通信窓口 zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp へ送付してください

連絡先は土田まで。※会員サイトにメールのアドレスが掲載されて

居りますが、不明な場合、事務所で電話番号やメールアドレスを聞いてください。

宜しくお願いします。



多摩区の稲田公園！大盛況でした！

野外パーティー マッサージボランティア無事終了！！

11月3日に開催された川崎市多摩区の稲田公園での野外パーティーですが、晴天に恵まれて大成功でした。

オープニングは地元の太鼓愛好会の勇壮な演奏で始まりました。

集まった地元の方々は久しぶりの野外イベントを待ち焦がれていたのか、例年にない人出で大賑わいでした。



当会の有志8名、NPO 法人東洋医療を考える会から2名がこの活動に参加しました。

また今回は特別に他団体の一般社団法人日本鍼灸療術医学から1名参加してくれました。

マッサージボランティアは10分500円という料金で提供しましたが、朝から人気で30人くらいは利用者が居たように思います。

また NPO 法人東洋医療を考える会の署名活動も75筆が集まりました。

その他の模擬店も朝から行列ができ、人気の杵つき餅は20分待ちで購入という状態でした。終了後は皆で反省会を行い、本日の疲れを癒しました。今回参加者の皆様は大変お疲れ様でした。また来年もよろしくお願いたします。

(清水 鏡晴)



やっと勝ち取ったマッサージ療養費の支給

令和4年11月10日 清水一雄

A.Nさんは神経痛を伴った腰痛、左股関節痛と頸肩の痛みと凝りにより「立ち続けること」や「座り続けること」が困難で仕事が続けられなくなりました。あちこち専門医療機関等に通院したが状態が変わらず途方に暮れていた頃、以前 A.Nさんが中学生の時に交通事故による後遺症の治療をしたことがあり、A.Nさんのお母さんの勧めで治療することになりました。

国民健康保険や協会けんぽの時は問題なく受領委任払いで支給されましたが、保険者が東京薬業健康保険組合に代わってから償還払いになりました。

東京薬業健康保険組合は千葉裁判や再審査請求をしたところでもあり、償還払いは分かっていたが、償還払いに理解示す必要はないので受領委任払いで出すことにしました。しばらくして保険者所定の償還払いで再提出の案内があり返戻されてきました。

申請書作成については A.Nさんに説明し、施術内容証明書に領収証を添えて渡し、療養費支給申請書は作成してもらい健康保険組合に提出していただきました。その時 A.Nさんに申し上げたのは健康保険組合から医師に問い合わせるための患者の同意を求めてきたら、その同意書は提出しないように A.Nさんには釘を刺しておきました。

しばらくして健康保険組合から A.Nさんに同意書の提出を求めてきましたが、A.Nさんの機転の利いた対応が功を奏しました。

A.Nさんと健康保険組合とのやり取りは

①A.Nさん：医師に問い合わせる内容を教えてください。健康保険組合：それは教えられません。

②A.Nさん：教えていただかなければ同意することは出来ません。健康保険組合：今迄受診した医療機関の全てを教えてください。受診した医療機関を明らかにし、その後健康保険組合が何を調べたかは分かりませんが、しばらくして A.Nさんに療養費を支給する連絡がありました。マッサージ療養費支給申請がやっとのことで支給されましたが、過去の失敗を教訓にしながら間違いなく患者とスクラムを組んで進められ、A.Nさんが積極的に立ち向かってくれたのが勝因だと思います。

もし健康保険組合に医師照会の同意書を提出していたならば、マッサージ同意書発行の皮膚科の医師に負担を強いる險者からの照会が行くところでした。これは患者にとっては不支給をもたらすことになります。

東京薬業健康保険組合とのやり取りを通じての要所をまとめてみました。

【千葉裁判—あはき損害賠償 133名集団訴訟に加わった】

平成12年に委任拒否による損害を被ったとして千葉地裁へ訴えたのがこの保険者です。また令和3年12月末にはマッサージ療養費不支給再審査請求棄却となり、現在もう一つ再審査請求を提出しています。

【支給されるまでの高いハードル】

東京薬業健康保険組合ははり・きゅう・マッサージ療養費支給申請においては償還払いを盾に、保険者独自の裁量において下記の如く調査書、患者に同意書を取り付けて、医師への照会を行い強い規制を加えてきます。

1. 薬業健康保険組合から患者に求めた調査書

(1) 按摩・マッサージの施術を受けることになった経緯について教えてください。

該当するものに○印、()内は記入

a.ご自身が施術を受けたくなった(その理由:) b.施術師に教えてもらった(どこの施術師か:) c.医師に治療を勧められた(どこの医師か:) d.その他()

(2) * * * * *医療機関を受診した理由

a. 以前から通っていた病院

b. 按摩・マッサージ施術の同意を受けるために行った

(紹介された医院の場合、どなたからの紹介ですか:)

c. その他()

(3) 整形外科などの専門医には治療を受けた経緯がありますか。

(いつ頃から いつ頃まで)

傷病名と症状や経過 []

(4) 初療から現在までの按摩・マッサージの治療状況(治療内容、施術回数、治療効果など)についてご記入ください。施術について下の人体図に印をつけてください。人体図略

(5) マッサージの施術に関して医師からどのような指示がありましたか。

(施術回数や部位、期間など)()

2. 東京薬業健康保険組合が作成した医療機関向けに問い合わせる同意書

医療機関名 先生

同意書

按摩・マッサージ療養費の支給審査に係る東京薬業健康保険組合からの照会に対して、私の診療に関する情報、病状に関する情報、その他、保険給付に必要な情報を当該健康保険組合に開示することを同意します。また、当該照会に必要な範囲で、東京薬業健康保険組合が所持または認識している私に関する情報を、当該健康保険組合が関連医療機関に開示することにも合わせて同意します。

令和 年 月 日 住所

被保険者氏名 ㊞

【積極的に償還払いに取り組む必要性】

償還払いは患者さんとの信頼関係の上で成り立つもので、療養費の支給で受領委任払いや償還払いは患者さんにとっては分らない世界ですので、施術者が支えていかなければ成り立ちません。

なぜならば保険者にとっては療養費の支給をさせないための手段だからです。このことから医療は患者の為に機能していないことが分かります。患者が苦しんでいても関係ないわけですからまったくもって理解に苦しみます。A.Nさんは良くなりたいために実費も相当に費やしたようです。

償還払いは面倒な割に支給してくれるか否かは分かりませんが、積極的に取り扱うべきだと思います。

諦めさせるのが保険者の狙いですから一番とばっちりを被るのは患者です。そっぽを向くわけにはいきません。

こちらが面倒であれば相手も面倒なはずで、相手が面倒なことをしなければならぬことをしているわけですから、償還払いを積極的にやっていただきたいです。この件に関して会は前向きにサポートしたいと思います。目をつぶっては償還払いが広がってしまいます。

その他償還払いはテレビ朝日健康保険組合、東京都電機健康保険組合(施術者に照会)で支給してくれました。

患者さんへの受療状況調査開始

2022/11/11 副代表理事 橋本利治

11月7日から東京後期（東京都後期高齢者医療広域連合、以下「都広域連合」）では被保険者へのアンケート調査を開始しますと連絡がありました。

このことを通信で書いていたらなんと鹿児島後期（鹿児島県後期高齢者医療広域連合）でも同じような調査がもう既に行われたと連絡がありました。

都広域連合しか眼中になかった私にとっては目から鱗でした。ウーン昨年通信に書いたことが1年後になって皆さん覚えてくれていたのだと感じました。

東京後期へ情報開示請求

昨年、都広域連合と患者受療状況調査（通称アンケート調査）のことで懇談をしました。その時も保険者と調査会社との契約書を開示請求しどのような目的で患者調査をするのかなど詳細が書いてありました。昨年の契約仕様書には

【委託業務の目的】

柔道整復療養費（以下「柔整」という。）、あん摩・マッサージ・指圧、及びはり、きゅう療養費（以下、「あはき」という。）の施術を受けている被保険者への施術内容照会及び柔整、あはきの療養費の支給申請書等（以下、「申請書」という。）の内容点検を行うことによって、適正な療養費の支給、不正の疑いのある施術等についての確認及び当該施術所への疑義照会、被保険者に療養費の正しい知識の普及・啓発を実施し、療養費の適正化及び東京後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合という。」）における今後の療養費増加の抑制を図る。（原文のまま引用、下線は筆者による）としています。

しかし昨年の懇談の成果なのかどうかはわかりませんが今年の目的の項目では（最後の2行）及び東京後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合という。」）における今後の療養費増加の抑制を図る。部分が削除されていると保険部会の朝戸先生からの指摘を受けました。やはり療養費増加の抑制が目的だったことを今年は公に言えなくなったということだと思います。

そしてこのことは都広域連合だけでなく鹿児島広域連合でも同じ立て付けになっていたことが明らかになりました。他県でも各自で契約書の開示請求をしてみてください。もし他県でも同じようにこのような文言が消えていたとしたら、保険者間では情報共有をして本当の目的を意識的に隠すようにしていることに根拠をもって示すことができるのではないのでしょうか。開示請求は誰でも簡単にできます、開示請求方法の判らない方は事務局へ問い合わせください。

今年の契約書で分かったこと

保険者も昨年の反省を踏まえて患者受療状況調査（通称アンケート調査）内容の修正をしています。

- ① 契約料金が515万円値上がりしています。（点検内容はそんなに変わっていないのですが物価高騰の原因なのか・そんなはずはないと思いますが）
- ② 昨年は委託業務の詳細で柔整とあはきは分けて点検調査していたのですが、今年は一括して申請書の内容点検をすると仕様書文言が変わっています。

- ③ 点検内容では柔整では負傷名など9項目なのに対してあはきでは18項目の点検内容になっています。同意書の不備など柔整よりハードルが高いせいか。
- ④ 点検した結果疑義が生じた場合には疑義の重要度が3段階に分類されて「高」は重大かつ明白な誤り、「中」は明白な誤り「低」は軽微な誤りと分類するようになっています。
- ⑤ 返還請求資料作成の項目では電話で施術者へ疑義照会し誤りを自ら認め確定した場合は取り下げをさせるとしています。この時昨年までは受託者が取り下げ依頼書を回収していましたが、今年は医療連合が回収すると変更されています。重大な人権侵害も予想されることから受託業者ではなく保険者が慎重に判断するようにしたのかもしれませんが。
- ⑥ アンケート送付対象者の抽出は1か月間であはきは3600人、柔整は4400人となっています。柔整の不正率が高いことによるものなのかもしれません。
- ⑦ 調査対象者選定基準で「より効果的に療養費適正化が見込まれるアンケート送付対象者がある場合は、広域連合と協議し、優先して照会書を送付することができるものとする。」となっています。(より効果的に療養費適正化が見込まれるここがポイント)
- ⑧ 第1位：長期、頻回の両方を満たすもの 第2位：初療、頻回の両方を満たすもの 第3位：頻回の対象者の優先順位でアンケートを送付するとしています。(頻回がポイントか?)
- ⑨ アンケートではなく啓発文書だけの送付 3200人を抽出し送付する。この啓発文書の中身がヒドイものであることは言うまでもありません。
- ⑩ アンケート送付対象者が規定人数に満たない場合は規定人数になるまで抽出作業をする。
- ⑪ 返送用アンケートにアンケート回答以外のものが封入されていた場合は送付対象者へ返送するとなっています。(抗議などの文書の事か)
- ⑫ 今年新たに追加された項目で「送付回避フラグ対象者一覧」という新しい表現が出てきました。(送付しない対象者の一覧を作成しているということだと思います。とすると何かを基準に一覧ができているということなのですから、今のところその基準は何かわかりません、皆さんの情報があれば見えてくるかもしれません)

以上のようなことが今年の契約書から見えてきました。

アンケートのサンプルは後ほど掲示板にアップしておきます。参考にしてください。

契約書の意味するもの

毎年、都広域連合へ契約書などの開示請求をしています但其の変遷を見ていると医療保険業界が今後どのようなようになるのか、おおよそ推測できるのではないかと考えています。

今回の施術受療調査にしても「いやがらせ」の範囲を超えています。一方では「保険財政は赤字」と言いながら、新薬、高度医療には際限なく財源をつぎ込んでいます。

そして決定打はマイナカードです。現在普及率は50%であり何とか普及させたいために河野太郎大臣はマイナカードに健康保険証機能を追加すると発言しました。このままでは2年後には紙の健康保険証はなくなります。

療養の給付、療養費などは健康保険証があって初めて申請できるのであり、それを読み取ることが出来なければ使えません、そのためには読み取り機を購入する必要があり、資金力のない鍼灸院では療養費の申請ができなくなるでしょう。では読み取り機の購入金額はいくらでしょうか。私の友人の歯科医師は250万円かかったとっていました。個人事業者の鍼灸院では元が取れる

かどうかわからない保険請求に先行投資はできません。そのような鍼灸医療機関は消え去ってもよいという政策です。日本医師会でも松本会長は会見で反対はしないが本当にできるのか懸念があると語っています。このことにも注視して手遅れにならないように私たち鍼灸マッサージ師会としてもとりくみをしていかなければならないと考えています。

一つの案として読み取り機の購入時の補助金支給を働きかけることです。しかしこれも今までの経緯からすれば鍼灸撲滅政策の国が補助するとも考えられません。

悲観的なことばかり書きましたが方法はあります。この業界の施術者がまずこの状況を知って情報交換を始めることで真実がわかります。それを知るところから始めるしかありません。

がんばりましょう。

医師に出来ないことを

中野 郁雄

患者さんの治療に際し身体の仕組みや疾患の原因を説明すると、皆さんが一樣に「病院のお医者さんはこんな説明をしてくれない」という。

確かに最近私の家族や患者さんが病院に行く機会があり、その言葉の意味を実感する事があったのでその例を示す。

1. 私の妻がある日突然に膝の痛みを訴え、見ると水が溜まっていた。

2~3日治療をしながら様子を見たが、あまり変化が無かったので、水を抜くために近くで評判のところがその後水を抜いたはずの膝が、以前よりも更に大きく腫れて激痛を伴う状態になったため、水を抜いた病院に行き現状を訴えると、医師は不快な顔で「今は炎症を起こしているのでそのうち治ります」との説明で治療をすることなく薬を出された。

私は妻に別の大きな病院での診察を勧めると、原因は水を抜いた時に何らかの菌に感染した事が判明した。

2. その後も膝の状態は思わしくなく、膝下に出来た硬いしこりのような腫れ（ベーカー嚢腫）について、菌の感染を指摘した大病院の医師は、原因も理由も説明することなく「これは治りません」と言いきった。

医師なら「治らない」と断言する前に、何かする事があるのではないか。

私は今まで妻の治療を真剣にして来なかったことを反省し、毎日念入りにマッサージを繰り返し必要に応じて鍼を打ったところ、驚くことにベーカー嚢腫は完治し、全く無理だった正座も可能となり、今は毎日元気に散歩している。

3. また、やはり妻が左手母指の「ばね指」で屈伸の度に激痛で顔を歪めていた。

私は今まで「ばね指」の患者が無く治療をしたことが無かったため、テーピングの処置しかしなかったため、痛みを耐えかねた妻は整形外科を受診したが「手術しかありませんね」と言われ「膝もマッサージで治ったから指もマッサージしてほしい」との妻の要望に応え、10日ほど治療したところなんと完治してしまった。

これは未熟な私にとって大きな収穫であったが、妻は一連の医師の無責任な発言に、治癒した

経緯と結果を伝えたいと言った。

4. 今まで家の中で歩けた患者が歩行困難となり、来てほしいと連絡があった。

朝起きたら膝が痛くて立てず、びっくりしてご主人が病院に連れて行った。

過去の疾患の再発かあるいは進行によるものかとの不安が大きく広がった。

医師はレントゲン検査をした後「特に問題ありませんよ」と、膝に触れることも無く発症の原因や理由も告げず、痛み止めを処方した。

私はレントゲンの結果からも膝関節の内部に問題はなく、恐らく大腿四頭筋の筋肉量減少に起因する負荷の増大が、痛みを発症させたと推測した。

そこで筋肉の起始・停止やその働き、そして痛み発症の理由を丁寧に説明し、安心感を与えると共にマッサージと鍼治療を行なった。

すると間もなく元気になり立ち上がって歩き始め「本当だ歩ける」と笑った。

5. またある人は自宅玄関前で転倒し、顎の打撲と下唇を8針縫う怪我をした。そのショックで全く歩行困難となってしまった。

しかも転倒後から唇の裂傷縫合、帰宅就寝までの間の意識を完全に消失した。歩行困難になった理由は恐らく精神的なものだろうと推察し、メカニズムを分かりやすく説明し、更に翌日文章にして届けたところ、2日後には元の状態に戻り自宅周辺での歩行も可能になった。

マッサージも鍼もせず、話と文字だけの心の治療である。

これらの事象から、前述の「医師は丁寧な説明をしてくれない」という患者の不満に通じる答えが導き出されるのではないか。

我々は病院の医師よりも患者との距離が極めて近く、また会話をする時間も機会も格段に多い。

「病気を診ずして病人を診よ」という。

信頼する者から安心感を得られることが、疾患の改善に効果があることを改めて痛感するが、今の病院、特に大病院では患者数が極めて多い為に、一人一人に十分な説明をしている時間と余裕がないことは問題だが理解はできる。

然しだからと言って簡単な診断で済ませたり、治らないと切り捨てたり、流れ作業のように患者をこなしていく事があれば医業の倫理に悖る。

勿論多くの医師は誠実に患者に向き合い、親切に説明をされていると信じるが、現状を見ると物理的条件から推察して、心ない診療をしている医師も相当数いるように感じる。

病気と精神との因果関係は、医療に関わる者にとっては常識であるにも拘らず、現状病院では疾患に重きを置き、心のケアを軽んじている傾向は否めない。

我々鍼灸マッサージ師は、今の医療に不足している面を、十分に補いかつ患者の苦痛軽減に、最も貢献できる立場にあると思える。

それをよく認識して臨床に活かしていく事が、今後の斯界の発展に繋がるものと信じるが如何であらう。

理事の横顔

理事 土田 仁 先生（事務局次長、広報部長）

はじめに自己紹介を

土田仁（つちたひとし） 1976年 昭和51年6月19日午前11時19分宮城県仙台市にて生まれます。

鍼灸師になろうと思ったきっかけは？

様々な体の不調を東洋医学特有の考え方で解決出来るその道を究めたかった。そして、それを世の中に伝えたかった。

開業までの経過はどのような状況でしたか

2007年3月、鍼師、きゅう師の免許を取得。同年4月より整骨院で3年間勤務。テーピングやストレッチ、揉捏や経営などを学びました。

その間同系列のチェーン店を5か所経験しました。

最初から3年間学んだら開業すると決めて居た。

そんな時、整骨院時代の患者さんに、「私の所有して居るマンションの一室を格安で貸す」と勧められました。当初はテナントを借りるつもりでしたが「それは良い話だ」と思い2010年4月12日仙台では中心部である仙台市青葉区一番町1丁目で念願叶って開業。

この時は“仁（じん）はり灸院という店名でした。

しかし、開業1年目の2011年の4月、丁度、震災から1年が経過した辺りですが、患者様の知合いで優秀な風水師、姓名判断士が居るからと紹介され、屋号と姓名のどちらも、きっちり見て貰いました。その結果、即、改名を勧められました。

「屋号の画数がとても悪い。

更に自分の下の名前を使用して居る事、鍼灸院の屋号に濁音が入って居る事が良くない。早めに直した方が良い。本名の方ですが、こちらはかなり悪い画数ですね。しかし、本名はお役所や届け出などを済ませて居る所では変える訳には行きませんので、それ以外の所では出来るだけ早く改名を使う事をお勧めします」と勧められました。

正直ショックでした。そして、両親の顔が脳裏に浮かびましたが「これで、もし改名し成功した方が両親もきっと喜ぶ。もし、発見されて聞かれた場合にはお師匠さんに頂いた名前と言えば良い。嘘も方便。」と考えようと思いました。

私は以前にも3回くらい大切な方から指摘された事があるので、この際、思い切って冒険してみる事にしました。この時に名前を“土田斉知（つちたひとし）そして、屋号は“土田はり灸院”という風に解明し名前が誕生し現在に至ります。

震災の時と同じ年齢ですね！その後、半年位してから徐々に不思議なうねりというか変化が肌で感じられて来ました。

改名をしたからか経営は順調。2012年には借りていたマンションの一室を買い取る事が出来、治療院は自己所有になりました。

治療スタイルは？

基本、鍼灸専門ですが、身体の必要に応じて揉捏やストレッチを行います。



私は経絡治療というスタイルで脈診と腹診を中心とし、身体全体を整える治療法を中心に、様々な愁訴に取り組んで居ります。

私は脈診流の“東洋はり医学会”で4年間、月に必ず2回、仙台の支部と東京の本部での勉強会に参加し、多くの先生方から経絡治療の基礎というものをみっちり教わって来ました。

学生の頃から聴講に通って居りましたので、その期間を合わせると7年間学んだ事になります。

現在でもその先生方とは繋がって居り、個別に勉強会など開いて居ります。

また、7年ほど前から日本刺絡学会という学術団体にも所属して居ります。同会の認定鍼灸師の資格を頂いて居ります。刺絡とは（しらく）と呼びます。

三稜鍼を正しく使い、必要最小限の血を取り、於血（おけつ）に働き掛けるというものです。その認定のための実技試験があり、6年前に1回目の合格をしました。5年毎に更新あり、今年の9月に無事、1回目の更新をしました。

本当は昨年に行われるはずでしたがコロナの影響で開催されませんでした。大変厳しく、様々な条件があります。

当会を選んだきっかけ、

そして当会をどのように思っているかをお聞かせください？

まず、当会に入ったきっかけは、開業当初、健康保険を取り扱いたいと思い、探して居りました。



地元だと、誰がどこに通って居るのか分かってしまうのではないかと考え、全国的に行って居る団体が良いと考えました。そこで、当会の事務局に電話した時、大変感じの良い応対を受け心が救われました。山口さんです。

「ああ、ここなら親切に対応して教えて貰える。そして、あはき師らしい感じがする会だ。ここなら大丈夫だ！」と心から思えた事がきっかけです。

そんな会はあるようでなかなかありませんよ。そこが当会の素晴らしい所ですよ。それから現在に至ります。本当にどなたも当会は心のある人ばかりで、事務所の方々をはじめ皆さん一人一人が誇りです。そんな当会でご縁の続く限り出し惜しみせずにお役に立てればと考えて居ります。今後ともどうぞ、宜しくお願い致します。



NPO 法人「東洋医療を考える会」からのご報告

理事長 山西 俊夫

「東洋医療を考える会」について（社）「鍼灸マッサージ師会」の先生方一人一人によりよく理解して頂くために、事務局通信の場をお借りして発信させて頂く事になりましたのでよろしくお願い致します。

まず、私自身と東洋医療の出会いについて触れたいと思います。

会社勤めの海外営業で毎月出張を重ねていましたが、乾杯営業の無理がたたったのか中国出張から帰国後、体にだるさを感じて西洋医で検査を受けた結果、C型肝炎と診断されました。当時は当然ながら西洋医療による投薬が中心になりますが、さっぱり効用が感じられず、少しずつ薬依存の西洋医療に対する不信感が芽生えてきました。かといって当時は東洋医療のことは頭の片隅にも浮かんできませんでした。

慢性肝炎から肝臓がんに移行してわが人生も一卷の終わりかと憂鬱な日々を送っていましたが、ある日、腎臓病を患う友人から黒田式光線治療の効果があったとの紹介を受けました。

それから東洋医療との出会いが始まりました。人生前半の40歳の時ですから、以来35年以上もお世話になり続け、生涯現役を密かにめざしています。今考えると、東洋医療との接点は人からの口コミ、評判だけでしたね。歴史的に見ても、明治以来、国の伝統医療が医療の類似行為としか認められていない現状は異常です。

東洋医療との接点で、人には生まれながらにして自然治癒力があることを初めて知りました。東洋医療とは、患者が主役であること、血液の流れ、神経の流れをよくすることで免疫力を高める手助けをする役割であることが素直に理解出来ました。

人間の体は各内臓器官が連絡を取り合いそれぞれの機能を高めバランスをとることで一つの小宇宙を形成しているのだという理屈も納得できました。

それは、私の会社の製品についてもいえることです。私が関係している小さな会社ではアナログとデジタルの指示計器を生産していますが、両者の違いはデジタル計器が瞬間時の電圧、電流値を指示するだけなのに対して、アナログ指示計器（通称メータ）は現在の指示値が全体のどの部分を指しているのか、全体と部分の比較、余裕度を示すことができます。

このことは人間の心理状態に影響を及ぼします。20世紀になればアナログ計器は一掃されるだろうと強い危機感を抱いていましたが、時計を見て下さい。今や主流はアナログに回帰していますね。東南アジア市場はもちろん、米国、ヨーロッパでもアナログは市場から一定の支持を得ています。日本国内においてもしかりです。

NPOの会の設立の目的に、受ける医療から患者が選ぶ医療へ、患者がまず一人一人が変わりましよう、と述べられていますが、私は患者同様に東洋医療に従事する方々も変わる必要があるのではと考えています。

目的は一つ、健康保険の適用の実現なので、手を携えて粘り強く運動を進めてゆくことが求められていると考えます。

見かけによる人からの親切の差について考える

松本泰司

森元総理が講演で「杖を突いていれば身体障害者だと思われ、皆が親切にしてくれるから杖を突いています。」と言ってバッシングを受けてしまった。批判する人は森さんの言動が障害者差別だと言っているが、私は森さんの発言が全くの間違いだとは思えない。

70代半ばで脳梗塞後遺症の女性 A さんがいた。軽い脳梗塞を 2 回起こしていた。半身に不全麻痺はあったが発語障害はなかった。ただ歩行を中心に動作が非常に緩慢だった。

A さんは太っていて高血圧であったせいかわ顔色が良く、病歴を知らない人が見たら健常者に見えるのである。

或る日地下鉄のシルバーシートに座っていた。突然白髪のカクシャクとした高齢男性が目の前に立ち A さんに命令した。「あなたは立ちなさい。」A さんは訳もわからず立った。

元気な爺さんはすぐに空いた席に座り新聞を読みだした。A さんは後日私に言った。「私は腹が立って腹が立って、私は健康そうに見えますが、身体が本当に重くてやっとの思いで歩いているんです。」私は同情して、「見た感じ顔色も良いので健康に見えるんですね。」と言うしかなかった。ひとは見た目で判断します。

障害があっても人からの同情を良しとしない人もいれば、それを自己メリットに生かす人もいます。私がケアマネを担当する高齢女性が病院の受診のため駅構内を歩いていた。

後ろから来た視覚障害者の男性の白杖が女性の足元に入って転倒させられた。その瞬間この視覚障害者は杖を横に握って振りながら人込みの構内を走って逃げました。

幸運なことにその利用者は打撲はしましたが骨折には至りませんでした。事故後訪問時に「松本さん、あの逃げ方を見れば絶対に目は見えている、間違いはない。」と言いました。

真実は分かりませんが、その視覚障害者は視力はあるが、視野が狭い障害だったのかもしれませんが。言えることは障害者は必ずしも弱者とは限りません。

私は森元総理の言動がこんなに目の敵にされる原因は、この発言が外見からは健常者に見える内部障害者には、不利益にはたらくことに思いが至らない点だと思います。

人は見た目で判断される以上、見た目を意識して損得を考え、自らの利益につなげる人も現れます。『障害あり』の見せ方が上手で思い出すのはエア作曲家・佐村河内守でしょう。聴覚障害のハンデがあるとしながら素晴らしい作曲をすることで情熱大陸や NHK にも出演しました。マスコミが佐村河内を強く糾弾しなかったのは自分たちが取り立てた人なので、この件を叩くと自らにも火の粉がかかるので控えたのでしょうか。

ただ気になるのはマスコミの言葉狩りが徹底し、森さんだけでなく誰も気軽に思った事が言えない、窮屈なディストピア社会になったことの方が問題だと思います。※松本の文も不評が多いと休止です。



【海江田万里の政経ダイアリー】2022.10.31号

★来年10月インボイス制度完全実施には無理がある

来年の10月1日からインボイス制度が完全実施されます。インボイスとは英語で「請求書」の意味ですが、わが国では「適格請求書」と呼ばれ、この請求書がないと、法人や個人が消費税額を計算する際に、「仕入れ税額控除」ができなくなります。今年の9月末時点で、インボイスの登録を済ませた事業者は約120万。しかし、これは課税事業者の約38%にしかならず、インボイス制度完全実施までに1年を切ったところで課税事業者の62%はまだ登録手続きを済ませていません。これら未登録の事業者の登録は、これから徐々に進むことになるとは思いますが、一番の問題は、現在、年間売り上げ1000万円以下でその数500万といわれる消費税の免税事業者となっている小規模の法人や個人の事業者もインボイス登録をしなければならなくなる可能性があることです。

もちろん、インボイス制度が完全実施になっても、免税制度は存続しますから、年間売り上げ1000万円以下の個人や法人は、登録をせずに、従来通りの免税事業者として残ることもできる建前になっています。しかし、こうしたインボイス未登録、つまり「適格請求書」を発行できない事業者から仕入れた物品やサービスについては、「仕入れ税額控除」の対象から外され、取引から排除される可能性があります。

例えば、個人タクシーを利用する場合、企業では、社員に対して「適格請求書」を発行するタクシーに乗るように指示を出す可能性が大きくなるでしょう。またフリーの個人事業者と取引のある企業も、「適格請求書」を発行できない個人事業者には仕事を依頼しないケースも出てきます。仮にこれまで通りに契約を継続する場合でも、消費税相当額の値下げを強要されることも予想されます。公正取引委員会では、こうした行為は「優越的地位の濫用の可能性がある」として厳しく目を光らすと言っていますが、その実効性には疑問が残ります。

そこで売上1000万円以下の免税事業者もインボイス制度への登録を行い、「適格請求書」を発行するケースが出てくるのが考えられますが、その場合、当然その事業者に消費税の納税義務が生じます。売上1000万円以下の小規模事業者にとっては、インボイスの完全実施は「前門のトラ、後門のオオカミ」に等しい状況が目前に迫っています。

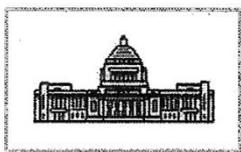
こうした窮状を前に、日本税理士会連合会は、①令和8年9月末までとなっている、免税事業者からの仕入れの8割控除を、さらに一定期間続けること、②取引金額が3万円未満の少額取引の仕入れ税額控除については、原則、「帳簿と請求書の保存」となっているのを特例で「帳簿のみの保存」とするよう税務当局に働きかけをしています。立憲民主党などの野党は、インボイス制度そのものの廃止あるいは、来年10月1日からの完全実施を延期するよう主張していますが、与党は耳を貸しません。完全実施まで1年を切ってしまった現在、最低でも日本税理士会が主張する内容が実現するよう与野党協力して政府に働きかけをすべきです。

東京商工リサーチ社が、今年8月に行った企業向けのアンケート調査では、インボイス制度について「知らない」7.5%、「少し知っている」24.0%となっています。この調査には個人事業者は含まれていませんから、このまま来年10月1日からインボイス制度が完全実施されると大きな混乱がおきることは必至です。

衆議院議員 海江田 万里

海江田万里事務所（東京都第1区）〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-11 山一ビル

TEL 03-5363-6015 Fax 03-3352-2877 e-mail office@kaiedabanri.jp



2022.11.5 発行 Vol.154

月刊

政治かわら版

牧島かれん国政報告

発信元：牧島かれん事務所

*地元事務所

*会館事務所

TEL:0465-38-3388

TEL:03-3508-7026

FAX:0465-38-4400

FAX:03-3508-3826

朝晩肌寒くはじめています。地元行事や健康祭等も参加させて頂き、少々の直接お会いできる機会が増え嬉しく思っています。

■ 予算委員会にて質疑に立つ

今国会、最初の予算委員会にて質疑に立つさせて頂きました。NHK中継も入ってのなかで、観た方もいら、テレビの方もいません。持ち時間が限られて中では、子供の通園バスに安全装置を設置することを義務化するにあたり、その基本的な費用は国が負担すべきではないかと質問。総理から「国側負担は、実質ゼロ円」に対する首肯を伺うことができています。正副、予算委において交渉の末、質疑者のタブレット使用が初めて認められました。本来は準備のために大量の紙資料を持ち込む方側にもなれるべきです。今後も交渉します。

■ 温泉文化をユネスコ無形文化遺産登録へ!

観光は日本の基幹産業の1つです。日本国内には約3000の温泉地があり、1万3000以上の温泉施設があります。それと合わせて「需要」に加え、日本の温泉文化は世界へ力強く発信するためにも、温泉文化をユネスコ無形文化遺産に登録してほしい様、議員連盟と立ち上げ準備をしています。(例えば、2013年「和食」、2016年「山・金・屋台行事」/2020年「和食文化」が登録されています。)年末に「ワールド」で頑張ります。

衆議院議員 牧島かれん (2022.11.2)

R04年 11月

1	火	
2	水	
3	木	申請書〆切 野外パーティー 川崎市 稲田公園 マッサージ治療ボランティア 文化の日
4	金	申請業務
5	土	
6	日	NPO 理事会 (10:00~12:00) 千駄ヶ谷社会教育館
7	月	
8	火	
9	水	
10	木	保険部会(19:00~21:00)WEB 事務局通信投稿締め切り
11	金	
12	土	
13	日	財政再建プロジェクト会議 (13:00~15:00) 事務所
14	月	事務局会議(13:00~15:00)
15	火	
16	水	
17	木	NPO 体験マッサージ(13:30~15:00) 千駄ヶ谷社会教育館・和室 国民の会 会議(18:30~20:30)
18	金	通信発送
19	土	
20	日	NPO 総会(13:30~14:30) 講演会(14:40~17:00) YCC 代々木八幡コミュニティセンター
21	月	
22	火	編集会議
23	水	勤労感謝の日
24	木	
25	金	
26	土	
27	日	理事会(14:00~17:00)
28	月	支給明細などの発送
29	火	
30	水	療養費の振り込み

R04年 12月

1	木	
2	金	
3	土	申請書〆切
4	日	申請業務
5	月	
6	火	
7	水	
8	木	保険部会(19:00~21:00)WEB
9	金	事務局通信投稿締め切り
10	土	
11	日	財政再建プロジェクト会議 (13:00~15:00) 事務所
12	月	事務局会議(13:00~15:00)
13	火	
14	水	
15	木	
16	金	
17	土	
18	日	
19	月	通信発送
20	火	
21	水	
22	木	
23	金	
24	土	
25	日	
26	月	
27	火	
28	水	支給明細などの発送
29	木	
30	金	療養費の振り込み
31	土	冬期休暇(12/30~R5/1/3)

※国民の会：健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会

※NPO：NPO 法人東洋医療を考える会